

【新設】(床面積の意義)

43の3-2 措置法令第28条の3第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

【解説】

1 本制度の適用対象資産である被災代替建物とは、その建設の後事業の用に供されたことのない建物で、特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもののその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（その床面積がその被災建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分に限る。）とされている（措法43の3①表一、措令28の3一）。

そこで、ここにいう「床面積」は、建築基準法上の床面積によることが本通達において明らかにされている。

なお、建築基準法上の床面積とは、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいうものとされている（建築基準法施行令2①三）。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の18-2）を定めている。